

議案第48号

専決処分の承認を求めることについて

平成28年度狭山市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成28年9月2日提出

狭山市長 小谷野 剛

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年度狭山市一般会計補正予算（第2号）

補正予算別冊のとおり

平成28年8月12日

狭山市長 小谷野 剛

## 平成28年度狭山市一般会計補正予算（第2号）

平成28年度狭山市一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,715,183千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 6,514,152	千円 48,800	千円 6,562,952
	2 国庫補助金	1,445,369	48,800	1,494,169
歳 入 合 計		44,666,383	48,800	44,715,183

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,370,370	千円 28,800	千円 5,399,170
	1 総務管理費	4,299,064	28,800	4,327,864
6 農林水産業費		194,400	20,000	214,400
	1 農業費	194,400	20,000	214,400
歳 出 合 計		44,666,383	48,800	44,715,183